

# 第38回保安管理者研修会

(液化石油ガスの取引の適正化)

平成22年4月21日

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 石油課



## <書面の交付>

**第十四条** 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。当該交付した書面に記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。

- 一 液化石油ガスの種類
- 二 液化石油ガスの引渡しの方法
- 三 供給設備及び消費設備の管理の方法
- 四 第二十七条第一項第二号に規定する調査の方法及び同項第三号に規定する周知の方法
- 五 当該一般消費者等について第二十七条第一項各号に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称
- 六 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

## 規則(書面の記載事項)

**第十三条** 法第十四条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 一般消費者等が液化石油ガスを消費する場合の液化石油ガス販売事業者及び保安機関の責任に関する事項
- 二 液化石油ガスを消費する場合の一般消費者等の責任に関する事項
- 三 液化石油ガスの計量の方法

四 第十六条第十三号ただし書の規定に基づき質量により販売した液化石油ガスであって消費されないものの引取りの方法

五 液化石油ガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明

六 供給設備及び消費設備の所有関係

七 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法

八 液化石油ガス販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合において、当該一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法(当該消費設備の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。)

九 消費設備に係る配管について、液化石油ガスの販売契約解除時に液化石油ガス販売事業者から一般消費者等に所有権を移転する場合の精算額の計算方法(当該配管の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。)

十 保安機関の名称、住所及び連絡方法



# 液石法(取引の適正化)

## 第14条(書面の交付) 第1項第6号関係

\*「書面」は契約書であることは必要でない。

明確に伝える



### 規則第13条

#### ○第5号

### 「価格算定の方法」

LPガスの消費量に対して幾ら請求されるのか、その価格の算定方法  
(例: 料金 = 基本料金 + 従量料金 × 使用量 等)

### 「算定の基礎となる項目」

使用量毎に請求する額、使用量の外に請求する額等、計算の基礎となる項目  
(例: 基本料金〇〇円、従量料金1立米当たり〇〇円等)



液化石油ガス料金表

## 「算定の基礎となる項目についての内容説明

基本料金・重量料金等にはどのような費用が含まれるかについて簡明な記載

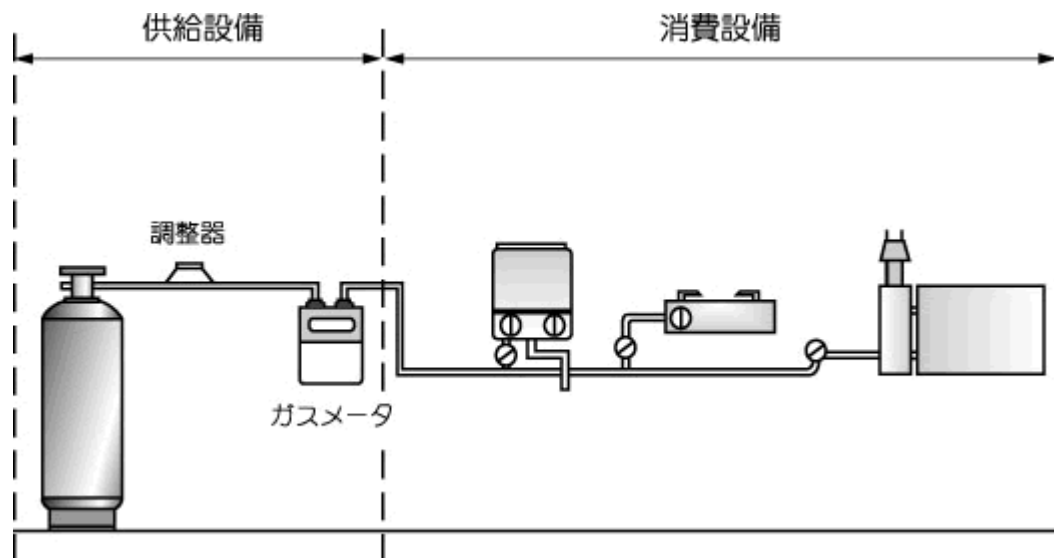
(例:基本料金はボンベ・メーター等の固定費を回収するものである等)

### ○第6号

#### 「所有関係」

消費設備・供給設備の所有権を誰が有しているか

(販売事業者が所有していない設備について、書面上に所有している旨記載しても、その設備の所有権が販売事業者に発生する訳ではない)



一般には、供給設備は販売事業者、消費設備は消費者等が所有と区分されています。

消費設備の所有権が販売事業者にある場合は消費者等との間に認識の齟齬が無いこと。

## 賃貸住宅の場合等

所有権の記載は「販売事業者」「お客様」等、何れにあるかわかる程度の内容で差し支えない

\* 消費設備に係る配管等家屋に敷設されている設備について

法第14条の書面交付の際に、設備を販売事業者の所有として賃借契約を締結  
設備設置費用を販売事業者が負担した



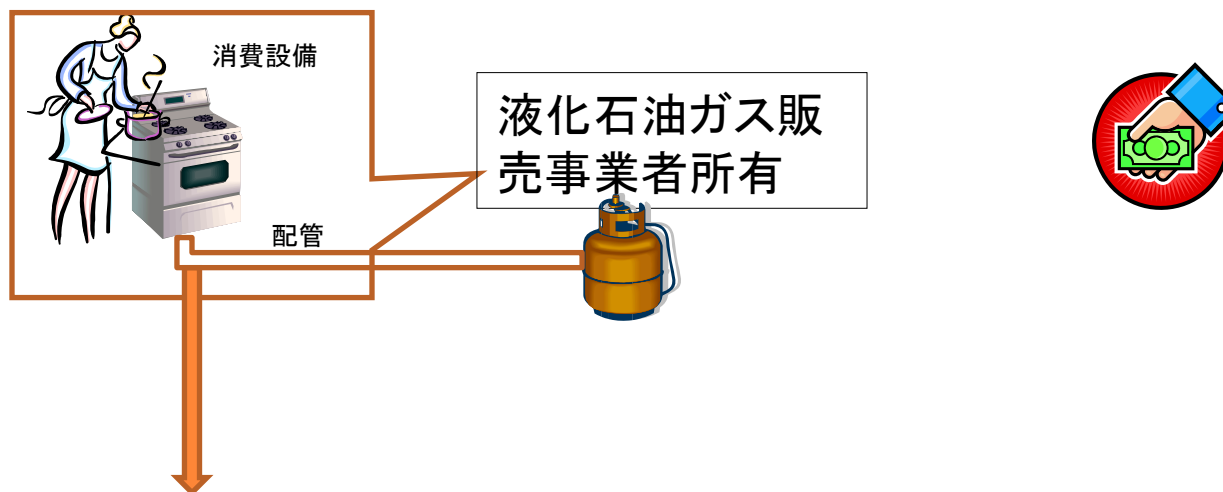
設備の所有者が消費者か家主が不明な場合等

これらの理由をもって、所有権が販売事業者に帰属する訳ではないことに留意

## ○第8号

### 「当該一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法」

消費設備を利用する場合の具体的な利用料について、毎月、あるいは毎年一定額を払うのか等、契約解除までに、いつ、どれだけの額を払うのか



## ○第9号

### 「精算額の計算方法」

消費設備に係る配管について、一般消費者が支払うべき金額が明確に分かるように記載(契約解除が何時であれば、精算額が幾らになるか)

残存価格と精算額が一致するように行う方法等、当該配管の設置費用、設置後の経過年数等を基に、説明可能な適正な方法

## 規則第16条(販売の方法の基準)

### ○第15号の2

「新たに一般消費者等に対し液化石油ガスを供給する場合において、当該一般消費者等に液化石油ガスを供給する他の液化石油ガス販売事業者の所有する供給設備が既に設置されているときは、一般消費者等から当該液化石油ガス販売事業者に対して液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつてから相当期間が経過するまでは、当該供給設備を撤去しないこと。ただし、当該供給設備を撤去することについて当該液化石油ガス販売事業者の同意を得ているときは、この限りでない。」

#### 「解約の申し出」

契約の当事者である一般消費者等と液化石油ガス販売事業者において一般消費者等からの契約を解除する明確な伝達のこと。

**本来、供給設備の撤去はその設備を所有する液化石油ガス販売事業者が行うべきものとして、撤去のための準備期間が必要であるとし、解除の申し出があつてから相当期間を経過しないうちに他の液化石油ガス事業者が供給設備を撤去する事を禁止している。**

ただし、当該供給設備について撤去することについて当該液化石油販売業者の同意を得ている場合はこの限りでない。

#### 「相当期間」

当該液化石油販売業者の業務状況や一般消費者等との料金等の精算  
手続のために必要な期間



## ○第16号

「一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があった場合において、当該一般消費者等から要求があった場合には、液化石油ガス販売事業者はその所有する供給設備を遅滞なく撤去すること。ただし、撤去が著しく困難である場合その他正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。」

### 「遅滞なく」

一般消費者等から解約の要求があった場合、事情の許す限り最も早くとのことで、合理的な期間内で撤去を行うべき

切替工事の日程等新旧販売事業者間で調整が必要な場合は、速やかに調整を行い解決を図る

遅滞なく撤去することとの規定であり、〇月〇日〇時に撤去せよとの請求権を一般消費者等に付与するものではない

### 「撤去すること」

当該販売事業者に撤去義務を課しているだけであって、撤去する権利を付与するものではない

### 「撤去が著しく困難である場合」

小規模導管供給、業務用への供給の場合等、物理的に撤去が困難な場合をいう



## 「その他正当名理由」

契約解除の際に精算されるべき精算額の支払いと供給設備の撤去は同時に履行するとの契約条項がある場合、消費者が料金の支払いを不当に遅らせている場合等が該当する。

### ○第17号

一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があった場合において、消費設備に係る配管であって液化石油ガス販売事業者が所有するものについては、当該一般消費者等が別段の意思表示をする場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、適正な対価で一般消費者等に所有権を移転すること。（当該配管の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。）

## 「適正な対価」

規則第13条第9号に定める精算額の計算方法による。

### 「当該一般消費者等が別段の意思表示をする場合その他やむを得ない事情がある場合」

当該一般消費者等（\*）が当該配管の所有権の移転を望まない旨の明確な意思を示す場合等

\* 当該一般消費者等が賃貸住宅に居住するなど、家屋所有者が別の者である場合は、所有権は当該家屋所有者。



## ○切替え時のトラブル回避のために

### <旧販売事業者への確実な通知>

- ①営業所時間内に連絡(休業日に注意)
- ②原則当該消費者の管轄販売営業所へ(事前に十分確認)
- ③解約のFAXを送付(相手を間違えないこと)
- ④責任のある人に(転送電話に注意)
- ⑤確認の電話をいれる(送付先と一致)注意

新事事業者は委任を受けた者として責任と速やかな手続対応

新旧事業者間で調整・解決、消費者の意向を尊重



旧事業者は撤去義務者として責任

FAX送信の間違えによるトラブルが多いことや、旧事業者との調整を確実にを行うため内容を確認する。

### <消費者との関係>

- 契約等の取引関係が明確であり、消費者との間に理解の齟齬が無い
- 消費者のエネルギー選択の自由を尊重
- ガス料金の合理性、料金算出方法などが消費者に理解
- 保安の確保の徹底、安定供給など



## 「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律概要」 (参考)

この改正法律は、平成20年6月18日の官報(号外第129号)に公布され、平成21年12月1日に施行されました。

### <規制の抜け穴の解消>

○別法で消費者被害の是正等ができるものを除き、**原則すべての商品・役務を扱う取引(訪問販売、電話勧誘販売、通信販売)を規制対象に。**【改正特商法第2条】

#### 【改正割販法第2条】

○その上で、クーリング・オフになじまない商品・役務(例:生鮮食料品、葬儀)等は、該当規制から除外。【改正特商法第26条】【改正割販法第35条の3の60】

○割賦の定義を見直し、2ヶ月以上後の1回払い、2回払いも規制対象に(現行は3回払い以上)。【改正割販法第2条】

### <訪問販売の規制強化>

○**訪問販売業者に当該契約を締結しない旨の意思を示した消費者に対しては、契約の勧誘をすることを禁止。**【改正特商法第3条の2】

○訪問販売によって通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約を結んだ場合、契約後1年間は契約の解除等が可能に(消費者にその契約を結ぶ特別の事情があったときは例外)。【改正特商法第9条の2】

すでに他の法律によって消費者保護が適切に図られている商品の販売や役務の提供等については適用を除外予定(省令等で定められる)

## ○最後に

激化するエネルギー間競争において、エルピーガス業界全体が、消費者から信頼され選ばれるエネルギーとなるために

### <他法令の遵守>

消費者契約法

独占禁止法

民法 等

#### 「不当な消費者誘引の禁止」

- ・不当に競争者の消費者を自己と取引するよう誘引し、又は強制する。

#### 「優良誤認の禁止」

- ・一つの条件をもって、他の条件が同様であると誤解させ、全体として取引条件が有利であると誤認させる。

#### 「自力救済の禁止」

- ・無断撤去

